

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本町では、平成27年3月に障害者基本法に基づき「智頭町障がい者計画」【計画期間：平成27年度～平成35年度（令和5年度）】を策定し「ともに生きる地域社会の構築」を基本理念として、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らせる地域社会の実現に向け取り組んでいます。

また、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法に基づき、「第6期智頭町障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」【計画期間：令和3年度～令和5年度】を一体的に策定し、サービスの数値目標・事業目標を定め、サービス提供体制基盤の整備を進めております。

そのような中、智頭町では令和元年7月に国から「SDGs未来都市」に選定されるという、大きな動きがありました。「SDGs未来都市」とは、「持続可能な開発目標」という意味を持つSDGsの2030年までに「誰一人取り残さない」という理念の達成の為に優れた取組を行う都市が選定されるものです。智頭町は「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」という第7次総合計画の将来像や独自性のある住民自治の取組が評価され、「SDGs未来都市」に選定されました。今後もその名にふさわしい「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」向けて障がい者支援にも一層の努力を重ねて参ります。

そうして現在、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「智頭町障がい者計画」、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条20項の規定に基づく「第6期智頭町障がい福祉計画」並びに「第2期障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度に終了することから、「第2期智頭町障がい者計画」【計画期間：令和6年度～令和14年度】及び「第7期智頭町障がい福祉計画」並びに「第3期障がい児福祉計画」【計画期間：令和6年度～令和8年度】を新たに一体的に策定することとします。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条の3に基づく「障がい者計画」及び障がい者基本法障害者総合支援法第88条に定める「障がい福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

○障害者基本計画等（抜粋）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

第1章 計画の概要

- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第三十六条第四項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かななければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第四項及び第七項の規定は障害者基本計画の変更について、第五項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第六項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

○障害者総合支援法（抜粋）

第八十八条 市町村は基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画において、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努める。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援事業又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第六項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 9 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 10 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

○児童福祉法（抜粋）

- 第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針においては、次に掲げる次項を定めるものとする。
- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる次項について定めるように努めるものとする。
- 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を策定するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第七十七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第三十六条第四項の合議制の期間を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かななければならない。
- 11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第二項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

「智頭町障がい者計画」では、基本理念として「ともに生きる地域社会の構築」を掲げています。

障がいのある方が自己の決定で社会参加し、自らの能力を最大限に発揮できる環境の整備、また障がいのない人が障がいについて理解を深め、具体的な行動に移すことができる取組が必要となります。

このようなことから、障がいのある人もない人も、一人ひとりが地域に暮らすかけがえのない個人として、お互いに尊重し、理解し、助け合うことができる、共に生きる地域社会の実現を目指します。

第1章 計画の概要

3 計画の期間

「第2期智頭町障がい者計画」は令和6年度から令和14年度までの9年間で、「第7期智頭町障がい福祉計画」及び「第3期智頭町障がい児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間とします

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	～令和14年度
障がい者計画 (障害者基本法 第11条3項)	智頭町障がい者計画			第2期智頭町障がい者計画			
障がい福祉計画 (障害者総合支援 法第88条)	第6期智頭町障がい福祉計画			第7期智頭町障がい福祉計画			第8次 第9次
障がい児福祉計画 (児童福祉法 第33条20項)	第2期智頭町障がい児福祉計画			第3期智頭町障がい児福祉計画			第4次 第5次

本計画の対象期間

4 計画策定の体制

(1) 第7期智頭町障がい福祉計画・第3期智頭町障がい児福祉計画策定委員会の設置

策定にあたり「第7期智頭町障がい福祉計画・第3期智頭町障がい児福祉計画策定委員会」を設置しました。

この委員会は、関係者団体の代表者や有識者、障がいのある人又はその家族の代表のほか、保健・医療・福祉・雇用・教育等の関係者で構成され、本町の障がい者福祉施策を推進するためのさまざまなご意見をいただきました。

(2) 県東部圏域での連携

障がい福祉施策の着実な実施には、広域的な取組が必要となります。計画策定にあたり、県東部1市4町との協議、調整を行い、目標の設定、各種サービスの事業量の見込みを反映しました。

5 計画の推進体制

障がい者施策は、保健・医療・福祉のみでなく、教育、雇用、建設などのあらゆる分野に及んでいるため、各分野との連絡・連携を緊密にし、総合的に計画を推進しています。

計画の推進にあたっては、町民、国、県、医療機関、関係団体、企業及びサービス提供事業者の理解と協力が不可欠であるため、十分に連携を図ります。

6 計画の実施状況の点検及び評価

各年度におけるそれぞれの事業実績等をふまえ、各年度末には年度計画の実施状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

障がい福祉サービス利用者や障がい者団体との意見交換などをふまえ、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業を実施します。